

【伊豆の国市店舗リフォーム助成事業Q & A】

下記の内容は、別紙「伊豆の国市店舗リフォーム助成事業取扱規程」に基づき、審査会で審査する基準の目安です。最終的には工事完了後に完了報告書、領収書等を審査した後、助成金額が決定されますので、施工業者・見積書等の内容や日付・申請金額・工事着工・施工前後の写真等、十分ご注意ください。

【最終更新日 H30.3.26.】

1 「市内施工業者に関すること」		
	質問事項	回答
①	助成対象工事を行う市内施工業者とは、どのような事業者ですか？	1.本事業の対象となる市内施工業者とは、平成30年4月1日現在、市内で営業している建設・建築業者等で法人は本店や営業所の登記があること。個人事業者は住民登録があること。また、工事の規模においては、建設業の許可申請書に伊豆の国市に営業所の記載のあるもの。 2.さらに伊豆の国市商工会に取扱業者として登録した当会員事業者です。
②	下請け業者も市内限定ですか？	元請業者は市内施工業者である必要がありますが、下請け業者は市内・市外の限定はしません。
③	施工業者の負担金について教えてください。	伊豆の国市商工会員の登録施行事業者に限りません。また、会員でない場合は、加入手続きをし、会費を支払う必要があります。会費は原則、年間、個人12,000円、法人14,400円ですが、労働者数によっても変わりますので、事務局までお尋ね下さい。
2 対象となる「工事」に関すること		
①	対象となる工事とはどのような工事ですか？	店舗が伊豆の国市内にある事業者で、市内施工業者と店舗等の改修・改装・増築・リフォーム等に係る修繕等の請負契約をした工事です。※店舗リフォーム助成事業取扱規程「別表第1」に上げるもの。
②	分離発注した工事はどうなりますか？	分割発注は、対象となりません。市外業者が元請の工事の場合で市内業者が下請けの時、これを分離発注し元請業者と称して申請することはできません。
3 対象となる「申請者」に関すること		
①	助成対象者は伊豆の国市の店舗だけですか？	伊豆の国市内に店舗等に限りません。借り店舗の場合も対象となりますが、大家(持ち主)の承諾書が必要となります。また、伊豆の国市商工会に加入している(加入する)会員の店舗に限りません。
②	申請者(助成対象者)は誰になりますか？	伊豆の国市内にある店舗経営者(借り店舗含む)の事業主です。(請負契約書を取り交わし、工事完了後、代金を支払う方になります。)※当商工会員
③	代理申請はできますか？	施工業者等、委任状で依頼された方であれば、窓口へ書類提出(代理申請)をすることができます。

④	店舗が共有名義となっていますが、申請者を誰にすればよいですか？	請負契約(発注)者・工事代金の支払者となっている事業主、又は法人が申請者となり、助成は1事業所1回の申請者のみとなりますので、代表者を申請者として下さい。
⑤	店舗が共有名義となっていますが、対象工事金額はどうなりますか？	申請者(共有名義発注含む)が支払った対象工事の金額が対象となります。
4 対象となる「店舗」に関すること		
①	対象となる店舗とは何ですか？	伊豆の国市内に店舗があり、市の税金等を全て滞りなく支払われている事業所で事業を目的に所有する店舗を言います。「人の居住の用に供する家屋又は、対象となりません。
②	店舗併用住宅は助成対象となりますか？	住宅部分は対象となりません。店舗は対象となりますので該当部分の工事金額を明記してください。
③	分譲テナント店舗は助成対象となりますか？	申請者の占有店舗が対象となります。
④	店舗を新築した場合、対象となりますか？	新築、建て替えは、対象になりません。
⑤	店舗内は全て助成金の工事対象になりますか？	基本的にお客様が利用するエリアとなります。
⑥	建物の屋根・壁は助成金の工事対象になりますか？	お客様が直接使用するエリアではありませんが、対象となります。その他、看板、エアコン(お客様が利用する、又は利用することになる)
⑦	住宅併用の店舗の場合はどうなりますか？	店舗部分と住居部分を案分します。
⑧	住宅併用の店舗の場合、店舗リフォーム助成制度と住宅新築・リフォーム助成制度の両方を申請が可能ですか？	両方の申請が可能です。但し、住宅は通年で1回のみ可。10/1より店舗リフォームは、2回目可となります。(前年度以前に既に2回目の助成を受けた者は対象外です。)
5 申請「手続き」と書類に関すること		
①	申請はどのようにすればよろしいですか？	工事見積りや請負契約書等も必要となりますので、施工業者と打ち合わせの上、着工前に伊豆の国市商工会へ申請してください。
②	申請書類や、工事完了報告書・助成金請求書類などはどこでもらえますか？	申請書は、商工会窓口を用意してあります。提出先は伊豆の国市商工会になります。また、伊豆の国市商工会のホームページからもダウンロードできます。
③	申請はいつから受付となりますか？	平成30年4月2日(月)以降に、伊豆の国市商工会本所で受け付けます。
④	助成対象事業は、いつ着工のものから対象となりますか？	平成30年度の交付決定日以降のものから対象となります。(事前着工はできません。)
⑤	平成29年度に請負契約して、まだ未着工なのですが、対象になりますか？	請負契約日が平成30年4月2日以降の工事が対象になるため、それ以前に契約したものは対象となりません。
⑥	正式な請負契約前に材料を仕入れて刻むなど準備を始めたのですが、その材料代は対象になりますか？	請負契約日以前に仕入れた材料代は対象になりません。

6 助成金の支給に関すること		
①	助成額の計算方法はどのようになりますか？	20万円以上の工事の内対象工事費(消費税含む)の50%、助成限度額は50万。助成額は全額振り込みとなります。
②	商品券と助成金に別れますか？	現金の振り込みのみです。商品券は店舗リフォーム助成制度には、ありません。
7 税務上の取扱いについて		
①	この制度は、独占禁止法に抵触しませんか？	行政の施策として補助金を出す場合は、市民や市内の事業所を対象とすることに関しては問題がないとのこと。既に他市町でも実施事例があります。
②	助成金の税務上の取扱い	本助成金は、所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法42条の規定を適用することができます。
③	受け取った助成金の消費税の取扱はどうなりますか？	申請者が受け取る助成金に係る収入は、消費税法上不課税取引に該当します。
8 その他		
①	離れている看板を付け替えたいのですが、助成対象となりますか？	店舗リフォーム助成制度は、来客による同一の敷地内程度なら建物から離れた看板も対象となります。
②	外構工事は対象にありますか？	門、塀、来客用駐車場、オープンテラス等も対象になります。※原則、お客様が利用(間接的を含む)するエリアが対象となります。
③	市等で行っている他の助成制度と併用で助成が受けられますか？	市、県等で行っている耐震補強工事補助金など他の助成を受けられる場合は、工事金額よりその助成額を差し引きさせていただきます。
④	内装工事(畳替え、クロス張替等)を行いたいのですが、1社の工事金額が税込20万円以上でなければなりませんか？	複数の工種で工事を行う場合は、「元請金額」が税込20万円以上であれば助成対象となります。
⑤ 【事例】	借り店舗の持ち主が商工会の非会員の場合は、対象になりますか？	店舗の借主と施工業者が商工会員であれば対象になります。
⑥ 【事例】	トイレを修繕する際、熱便座等の小規模な電気工事が伴いますが、対象になりますか？	洋式トイレ等に必要であれば対象になります。
⑦ 【事例】	事業は苺農家で、ビニールハウスで観光客にイチゴ狩りを提供しています。ハウスの修繕は対象になりますか？	観光用苺(イチゴ狩り)等に利用するハウス等であれば、対象となります。但し、商工会への加入が必要となります。
⑧ 【事例】	駐車場を整備したいのですが、対象になりますか？	お客様が利用する駐車場であれば、対象となります。※自己所有でない場合、地主の承諾書が必要となります。
⑨ 【事例】	借り店舗の所有者が亭主で、妻が事業主の場合、同意書や賃貸契約書(写し)が必要ですか？	同意書や賃貸契約書を交わして下さい。
⑩		

⑪		
<p>* 上記は一般的に回答例であり、個別案件により解釈が異なる場合があります。最終的には審査会での判断となりますので予めご了承下さい。</p> <p>* 伊豆の国市活性化の為、市内施工業者が行った店舗関連工事を対象として、市からの補助金を事業者(施主)に交付するものですので、制度は一度しか利用できないことなど必ずご説明頂き、多くの市内事業者(商工会員)と市内施工業者に有効にご利用ご活用頂きますようお願い申し上げます。</p>		